

平成 23 年度大磯町教育委員会第 12 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 3 月 23 日 (金)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階 第 1 会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
青 山 啓 子 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
佐 野 慎 治 スポーツ健康課長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 1 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 25 号 県費負担教職員の任免に係る内申について
議案第 26 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
議案第 27 号 平成 24 年度教育委員会基本方針について
議案第 28 号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第 29 号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 30 号 大磯町立図書館協議会規則の一部を改正する規則について
8. 報告事項
報告事項第 1 号 大磯町立学校・幼稚園における地震対策マニュアルについて
報告事項第 2 号 平成 24 年大磯町議会 3 月定例会について
報告事項第 3 号 大磯町青少年指導員の委嘱について

- 報告事項第 4 号 平成 24 年度図書館蔵書点検のための休館について
報告事項第 5 号 国府小学校学校プールの施設開放に関する運用について

9. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) それでは、平成 24 年 2 月定例会が開催されました平成 24 年 2 月 15 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。2 月 15 日、定例会終了後、午後から教育委員及び事務局職員により、国府幼稚園を訪問し、保育状況の視察、先生との意見交換をいたしました。同じく 15 日に郷土資料館運営委員会を開催し、事業内容や郷土資料館リニューアルについて協議いたしました。2 月 17 日からは、3 月議会が始まり、2 月 24 日に総括質疑、2 月 27 日、28 日に一般質問、3 月 7 日予算特別委員会（教育委員会関係）が行われ、3 月 16 日に閉会いたしました。議会の概要につきましては、後ほど報告いたします。2 月 25 日、新小学 1 年生へ湘南リビング新聞社から交通安全手帳の贈呈がありました。2 月 18 日から 3 月 31 日まで、郷土資料館企画展「春を彩る雛人形展」を開催しております。3 月 1 日、神奈川県トラック協会からランドセルカバーの贈呈がありました。3 月 9 日から中学校、小学校、生沢分校、幼稚園と卒園式、卒業式が行われましたが、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。なお国府保育園については、明日 24 日に卒園式が行われます。3 月 10 日、防災ミーティングが開催され指定避難所に当たる学校ごとに平成 24 年度の避難訓練の進め方等を協議しました。その他の諸行事につきましては執行報告表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第 25 号 県費負担教職員の任免に係る内申について

議案第 26 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

委員長) 議案第 25 号及び議案第 26 号につきましては、両議案とも人事案件となります。よって、議案の性格上、秘密会とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) ご了承いただきましたので、これより秘密会とします。

(秘密会)

休憩

委員長) 休憩を閉じて再開します。ただいま秘密会において、議案第 25 号、県費負担教職員の任免に係る内申について、議案第 26 号、教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動については原案どおり承認いたします。

議案第 27 号 平成 24 年度教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) 今回お示しした(案)は、前回の定例会でのご意見等をもとに修正を加えたものでございます。それでは、まとめて、その修正点について私から説明させていただきます。6 ページ以降の前年度対比表をご覧ください。まず、6 ページ前文は変更ございません。続いて、7 ページからの義務教育ですが、二重線の下線部分が新しい修正でございます。8 ページ、上から 2 行目、個人情報の取扱いに「研修の充実」という言葉を入れました。同じく(6)「学習指導要領に掲げられる言語活動の充実を」のあとを「通し」に訂正しました。また、国府小プールの建設を(10)とし、(11)に国府小トイレとともに大磯小体育館の改修を加えました。次に「子育て支援」10 ページのいちばん下の重点 4 に「地震や津波などに対する防災対策の充実」を加えました。なお、放射能については、「安全体制づくり」に含めて考えました。11 ページの(9)は前半と後半の文章を入れ替えました。12 ページから 15 ページまで生涯学習、図書館、郷土資料館につきましては、修正はございません。16 ページ「用語の解説」では、まず、ティームティーチングのところで文を一部省略しました。ICT につきましても、「共同」という言葉を取りました。AET では、「英語教師」の「英語」を取りました。

(質疑応答)

曾根田委員) 1 ページの(6)「言語活動の充実を通し」とこの文章の方がいいと思うのですが、以前は、「言語活動の充実を目指し」となっていたと思うのですが、これまでの「目指し」とすると言語活動が目的化されているが、言語活動は教科書の目標を達成するための手段であることから、この表現に変えたのですか。

子ども育成課主幹) そのとおりです。

曾根田委員) 2 ページ目の(11)で「耐震診断結果を考慮した中で」を「踏まえた中で」もいいのかと思いました。みなさんの意見に従います。4 ページ目の図書館の重点施策の中の 3、「郷土・地域資料の整備を推進し、課内外」の「内外」は、本庁の課内外のイメージですか。

図書館長) 以前、図書館のサービス計画の中に入っていたものですが、本庁の生涯学習課内、別の課ということですか。

曾根田委員) 8 ページの上の二重アンダーラインのところ、研修の充実だけでなく、研修の充実を行って事故防止や安全管理に努めるイメージですか。

子ども育成課主幹) そのとおりです。先程の2 ページの(11) 番は、「踏まえて」の方がいいと思いますので変えさせていただきます。

委員長) 私も1 ページの「言語活動の充実を通し」の方がいいと思います。小中学校ともに学習指導要領が完全実施になりますので、指導要領に則った理念を実現するということからいけば、「目指し」ではなく「通し」の方がいいとおもいます。

青山委員) 前回、安全体制づくりのことを聞かせていただいて、今の説明で放射能のことも盛り込んで確認ができましたのでお願いしたいと思います。

委員長) 中教審の答申の途中経過を見ていましたら、これからは、安全教育が非常に重視されてくるということです。今までは、保健体育の中での事故防止の安全と理科の中で地震とか災害に対する安全ということで、教科の一部分で取上げることが多かったのですが、東日本大震災のようなことが起きた時には、子どもが自ら危険を察知して適切な行動ができるような子どもを作っていかなければいけないので、教科の一部として指導していくのでは、子ども達の心の中に浸み込んでいかなければいけないのではないかということで、教科として検討していくという話がありました。経営者会等で説明はされると思いますが、各学校での対応の充実を指導していただければと思います。

委員長) それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第 27 号について、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 27 号 平成 24 年度教育委員会基本方針については原案どおり承認いたします。

議案第 28 号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課長) それでは、「大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、補足説明をさせていただきます。お手元の議案第 28 号説明資料をご覧ください。表紙をめくりいただきまして、資料 1 をお開きください。まず、改正概要ですが、平成 23 年 9 月に施行した「大磯町自治基本条例」による町民を主体としたまちづくりの実現を目指すとともに、より効果的かつ効率的な事務執行体制を確立していくには、町民の皆さんにとって担当が分かりにくい点をはじめ、職員間の連携不足などからくるチェック機能や相談体制の不十分さなど現行組織の課題を見直す必要があります。このため、機構改革の基本的方針に基づき実施するとともに、人を育てる組織となる行政組織の構築を目指し、地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき「大磯町部等設置条例」が制定されたことにより、大磯町教育委員会事務局組織に部、課及び係を設置するものです。改正内容としては、教育委員会事務局に部として、「教育部」、課として「学校教育課」、「子育て支援課」、「生涯学習課」、係として学校教育

課の中に「教育総務係」、「教育指導係」、子育て支援課の中に「子育て支援係」、「保育園・幼稚園係」、生涯学習課の中に「生涯学習係」を設置するものです。資料2をお開きください。条例の新旧対照表となります。右側が現行条例、左側が改正案となります。アンダーラインが改正部分となっております。資料3として大磯町教育委員会事務局組織規則、資料4として大磯町部等設置条例、資料5として大磯町行政組織図を添付しております。

(質疑応答)

委員長) 前回改正したのはいつですか。

理事) 平成21年度です。

曾根田委員) 生涯学習課は1担当ですよね。

子ども育成課長) 今回の機構改革の中では、1課2担当を考えていたのですが、生涯学習課については、1課1係になりました。

曾根田委員) 「(19) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」に修正しているのですが、従来、学校医は学校歯科医も入っているイメージはあるのですが、あえて付け加えたのは理由はあるのですか。

子ども育成課長) 学校医の中に学校歯科医も入っているのですが、学校薬剤師の部分を明確化するというで修正する時に変更しました。

曾根田委員) 子育て支援課で(4)(7)で「民間」と「私立」とどう分けているのですか。

子育て支援室長) (4)の「民間」は、保育所も兼ねて記述しておりますので、「民間」と使っております。幼稚園は「私立幼稚園」と使いますが、保育所は「民間保育所」といいますので併せて記述しているで「民間」と使ったのだと思います。(7)については、私立の幼稚園に通っている方に補助しているで、具体的な補助金の名称から「私立」を使用していると解釈しております。

曾根田委員) 行政組織図は、町側で作ったのですが、生涯学習館の主な事務が書いてないのは、前のページのふれあい会館と同じ意味合いで書いてないのですか。

生涯学習課長) 全体の組織図(案)のため、ふれあい会館などと同様な記述となっております。

曾根田委員) 5月1日からですが、理事の扱いはどうなりますか。

理事) 現段階での組織図には理事は出てきておりませんが、政策課と総務課で職の設置を煮詰めているところです。最終的には置くことができる規定で残すことも可能だと思います。

曾根田委員) 今の回答だと組織図には出てきていないけれど、理事を残すことの可能性もあるということですか。

理事) 部長制が導入されますので、教育委員会理事が部長に代わると思いますので、基本的には理事は残さないと思います。理事を置くことが出来る規定とすればいつでも理事は置けます。単独に置くのか、部長が理事を兼ねるのか今後、町部局との協議の中で決まっていくと考えております。

曾根田委員) 資料1の改正概要に「職員間の連携不足」や「相談体制の不十分さ」がありますが、昨年4月1日から理事を置いて、部長制がないので部長の位置づけだと思いますが、スタッフですので職務権限がない中で、教育委員会の理事は議会答弁をしてないと思います。行政側の理事が議会答弁をしていることに

ついて当局は感知しないが、総務課長や建設課長権限の案件について答弁するのは、職務権限のない中でまったく意味のないことだと思います。今回また置くことができるということで置くとすると、職員はどちらを向いて仕事をすればよいのかわかりません。部長制はラインなので職務権限があって、そこに仮に理事を置くことができるという表現が入った時に教育委員会の理事はどういう位置づけになるのか。仕事の統制なり組織の在り方として混乱すると思います。その辺はどのように考えていますか。

理事) 多分、今回、理事は単独ではなくなると思います。町部局も同じだと思いますが、仮に理事を置くとしたら「理事兼教育部長」と兼務になると考えられます。理事だけであると現状では職務権限はないと思いますが、教育部長としての職務権限がありますので、単独では理事を置くことは多分ないと思います。理事職については、総務課、政策課との調整の中で決定していくと思います。

曾根田委員) 理事兼部長とかであればラインにのっかってくる話なので、理事を置くことができることは理解できます。今までよりもすっきりすると思います。去年、理事を置いて混乱したかなと思っています。反省を踏まえて今回改正されると思うので、わかりました。

委員長) 改正概要に書いてあるような課題が改善されるようにならないと意味がありません。部、課、係の繋がりをいかに機能させていくかが課題になると思います。

青山委員) 学校薬剤師は、学校の中でどのような役割をするのですか。

子ども育成課主幹) 水道の水質検査、教室の照度の測定など教育環境の支援やプールが出来るとプールの水質検査、学校保健委員会がありますので必要な時に子ども達に話をさせていただくこともあります。

委員長) 資料2、子育て支援課の「(6)乳幼児の就園及び転入園に関する事」の「及び」の文言と現行の「並びに」の変更については。

子育て支援室長) 改正の時には、「並び」ではなく「及び」に統一しております。

委員長) それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第28号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第28号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

議案第29号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援室長) 議案第29号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」補足説明をさせていただきます。議案第29号説明資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の改正概要であります。幼稚園の定員について、小磯幼稚園の閉園に伴い見直しを行うものであります。また、学年末休業につきましては、町立幼稚園の卒園式及び修了式を、小学校

の卒業式と同日に行うことは、保護者の負担などを考慮すると難しい状況であり、そのため、小学校の卒業式の前に幼稚園の卒園式及び修了式を行い、その日以後を休業日としています。しかし、週休日（土日）の状況によっては、定められている休業期間より長く休業することになりますので、3月の保育日数が短くなってしまいます。そのような状況のため、保育日数を確保するために学年末休業の期間の見直しを行うものであります。現在、幼稚園の卒園式と修了式を同日に行っていますが、変更後は別の日に行うことになります。また、小学校の卒業式の前に幼稚園の卒園式を行うことになります。卒園式と修了式を別の日に行うことにより、保育日数を確保するために、学年末休業の期間の見直しを行うものであります。次に、改正内容につきましては、規則第4条の定員の表中から、小磯幼稚園の項を削除するものであります。第7条第6項の学年末休業を「3月21日」から「3月25日」に改正するものであります。資料2につきましては、新旧対照表、資料3につきましては、規則の現行一部抜粋を添付させていただいております。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

（質疑応答）

委員長） 学年末休業の関係で、保育日数について園長には話しをしているのですか。

子育て支援室長） 学年末休業を延ばすことについては、園長教頭会の中でお話しをさせていただいて園の中で話しをした中で、卒園式と修了式を分けたほうが良いという意見で改正させていただきます。

委員長） それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第29号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員） 異議なし。

委員長） 異議なしの声がありましたので、議案第29号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

議案第30号 大磯町立図書館協議会規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長） 議案第30号「大磯町立図書館協議会規則の一部を改正する規則について」補足説明をさせていただきます。説明資料1ページ目をご覧ください。改正の概要ですが、関係する条例の改正については、教育委員会第4回臨時会において、承認をいただき、その後、大磯町議会3月定例会において承認されております。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「図書館法」の一部改正が行われましたので、図書館協議会の委員の任命の基準について条例での規定と関係条例の1本化のため、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」の一部を改正し、「大磯町立図書館協議会委員の定数及び任期に関する条例」は、廃止をしたものです。今回、これら条例の改正及び廃止により、図書館協議会の規則を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものです。改正の

内容につきましては、1つ目として、根拠条例の条項の修正と追加を行います。具体的には、「大磯町附属機関の設置に関する条例第3条」を「第2条」に修正し、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第9条」という規定を追加いたします。2つ目として、委員会や審議会等の規則を作るにあたって、規定する内容を示した「準則」が示されていますので、これに準拠した見直しを行います。具体的には、(所掌事務)、(意見等の聴取)、(会議の招集の特例)について、規定を追加してまいります。最後に、改正規則を、この4月1日から施行するものです。2ページは、規則の新旧対照表です。また、3ページは、現行の規則です。以上、「大磯町立図書館協議会規則」の一部改正につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

(質疑応答)

曾根田委員) 苦勞して作られています、判りにくかったかなと思います。「第5条を第8条として、第4条を第7条とし」と条文のコメントが降順ベースになっていて読むのに苦勞しました。新旧対照表の中で間違っていないのでこれでいいと思いますが、第3条の3項で「委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。」とありますが「委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。」と思ったのですがどうですか。

図書館長) 法制の方から委員会等に関する準則が示されていたので、準則の例に沿って作成しました。

曾根田委員) 第4条で「委員長が招集し、その議長となる。」とありますが、委員長が代表なので「委員長が招集する。」でいいと思いますが、あえて「議長となる。」を入れたのは今のような根拠からですか。

図書館長) 改正内容の2点目にありますように準則に沿った見直しをしております。

曾根田委員) 第6条は、前回確認したように委員の任期満了は全員が同じなので、委員長等が決まっていないので教育委員会が招集ということでもいいですか。

図書館長) おっしゃるとおりです。

委員長) それでは、討論を打ち切り採決に入ります。議案第30号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第30号 大磯町立図書館協議会規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

報告事項第1号 大磯町立学校・幼稚園における地震対策マニュアルについて

子ども育成課主幹) このマニュアルは、一部改訂の時点でこれまでも何度かお示してきたものです。この性格としては、基本的な部分を教育委員会が作成し、これに沿った形で各学校が地域の実状に合わせた対策マニュアルを作っていくためのものです。したがって、共通した内容、また基本的、包括的な内容となっております。2005年に作成したものを、昨年の震災を受けて見直しを行いました。年度初めの4月から、特に緊急度が大きいものから順に改訂してまいりました。まず、大磯町全体で共通する部分などをまとめ、次に県や国

の資料をもとに他の部分を新しい資料に変えてきました。検討の場としては、毎月校長が出席する経営者会議及び教頭会です。また、教育委員とPTAとの話し合いでもお示しし、ご意見をいただきました。11月にはHP、広報にも掲載しました。中身の方ですが、時間もありますので簡潔に説明します。目次をご覧ください。Ⅰ大規模地震に係る基本的な対応と、Ⅱ日常の対応が2005年版から大きく変更した点です。Ⅰについては、3ページからの「地震発生時の対応」、5ページからの「地震発生後の対応」部分が特に大きく変わったところです。4ページ登校下校途中の部分はかなり強化しました。6ページ日常の対応についても自らの命を守ることや地域連携などを盛り込みました。昨日、経営者会議と教頭会で最後の検討を行いまして、最終的に変更点がありますので説明します。4ページ③社会見学のところ、保護者を加えました。5ページ④と6ページ⑤で、これまで「大磯町に震度5弱以上の大地震が発生した場合」でしたが、これを「神奈川県東部に」としました。これは、実際にはまず「神奈川県東部・西部」の震度が伝えられ、少し経ってから各市町村別の震度が発表される。少しでも早い対応をとるためには、最初の発表の時点で動くべきだと考えたからです。14ページで、教育委員会への報告様式をよりわかりやすい形に変えました。今後は、HP、広報、回覧板などで地域の方にも周知していきたいと思っております。また、これで固めることなく、新しい情報が入るなど必要な時点で積極的に見直しをしていきたいと考えております。

(質疑応答)

大橋委員) 被害状況等報告書は、学校で行っている避難訓練で報告書の訓練は行っていますか。

子ども育成課主幹) 今回できたところなので、これから先、報告書の訓練を行う必要はあると思っております。

大橋委員) 何分以内に第1報を入れるとか取決めはありますか。

子ども育成課主幹) 把握できた時点で第1報を入れていただくこととなります。

大橋委員) 第1報を受けてから津波等の避難を始めるということですか。

子ども育成課主幹) 状況によると思っておりますが、一刻も早く避難行動をとってから落ち着いた後で第1報を入れていただきます。

大橋委員) 国府の富士見地区のコミュニティーバスのことですが、各交通機関となつていますが、これは各交通機関でなくスポットなのでマニュアル化できないですか。

子ども育成課主幹) 緊急時のバスについては、国府小学校でやり取りをしています。最初に避難行動をとり、そこから本社に連絡がいき、そこから国府小学校に連絡が来ることになっています。これは包括的なマニュアルになっていますので、具体的な部分は、各学校の実情に合わせた部分については学校で決めていただきます。子ども達が乗っている場合とかの対応については、すでに学校と会社で取決めを行っております。

大橋委員) 利用する子ども達が地震に遭遇した場合は、運転士の指示に従うことは子どもに周知されていますか。

子ども育成課主幹) 地区別の指導で子ども達にすべて周知されているはずですが、学校でマニュアルを作成している最中なので、確認をしていきたいと思っております。

委員長) 各学校では、これをベースに学校の特色を出しながら更に詰めた物を作っていくことになるのですか。ベースは、2005年版あるいは県の教育委員会から出た物等も含めて見直しを行ったのですか。

子ども育成課主幹) 2005年版がベースになっておりますが、改訂した部分は大きく変わっております。より具体的になっている部分が増えております。また、資料につきましては、県で出た物、文部科学省で出た物も最新のものに入れ替えております。

委員長) 先程、町民へHPや回覧で周知したいということでしたが、特に4ページの登校、下校途上で遭遇した場合の対応のしかたが網掛け部分に書いてあるのですがこれをかい摘んで示すだとか、このとおりに載せるとか、図や絵を入れるとかして何らかの形で地域に周知する手立てを考えていただければと思います。国府中学校で夏に防災の話があった時に地域から話しが出ていたので、何らかの形で周知してください。「大磯町で震度5弱」を「神奈川県東部で震度5弱」に修正したのですが、神奈川県東部で震度5弱で大磯町では5弱以下の場合、神奈川県東部が震度5弱であればこのとおりにやるということによろしいのですか。

子ども育成課主幹) そのとおりです。1分、2分でも早い方がいいということで作ったものです。

曾根田委員) マニュアルは、各学校に配布されて管理責任者は校長になると思いますが、日常的に見なくなってしまうと思いますので、マニュアルを常に意識できる形にして、誰がどのように管理して啓発していくかを考えていただきたい。

子ども育成課主幹) 始め作成した時は、意識が高いと思いますが、だんだん意識が低くなると思いますので、大磯地区、国府地区の違いや小中学校の違いもありますので学校にあわせたものを作っていただいて、同じく地域にもお知らせし、教員にもお知らせして行動できるようにしたいと思います。

曾根田委員) 防災組織図がありますが、本部長は校長ですが、副本部長は教頭になるのですか。

子ども育成課主幹) 本部長が校長、副本部長が教頭になります。

曾根田委員) 4ページの一番上「教職員の間接的な管理下(休み時間)」とありますが、授業の間の休み時間とか給食後の休み時間というイメージだと思いますが、そうすると間接的でなく直接的だと思うのですが。

子ども育成課主幹) 2005年度版に対応した形で作りました。子どもが学校にいる間は直接的な管理下だと思いますが、狭義の意味で教員が子どもを把握している時間帯と休み時間など子どもが自由に学校の中を歩いている時など教員が拘束していない時間帯を間接的という言葉で示しております。

曾根田委員) 話しはわかりますが一般の人が読むと誤解を招きませんか。

子ども育成課主幹) 修正したいと思います。

青山委員) 14ページの被害状況等報告書にFAXや電話番号が書いてありますが、使えない状況の想定はしていますか。

子ども育成課主幹) 第1報とかは、被害状況によりますが無線で口頭になることが想定されます。紙面である必要はないと考えております。

委員長) 学校、園にはすべて無線機が設置されているのですか。

子ども育成課長) MCA無線がすべて設置されております。

青山委員) 大きな地震が起きて本庁舎の機能が損なわれる時は、何処かに拠点を移すのですか。

子ども育成課主幹) マニュアルは学校向けのものです、拠点については町とも連携が必要だと思います。

報告事項第2号 平成24年大磯町議会3月定例会について

子ども育成課長) お手元の資料をご覧ください。3月定例会は2月17日から3月16日まで行われました。2月17日初日には大磯町部等設置条例ほか17の議案が出され、平成24年度予算の議案においては施政方針演説が行われております。教育委員会関係の議案として大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例の議案がありました。この条例改正については賛成13名全員賛成ということで可決されております。教育委員会の補正予算につきましては、子ども育成課関係では、歳出として制度改正に伴う子ども手当システムの改修費、教師用教科書及び指導書の購入、教育支援員賃金、給食調理員賃金、クラス数の増に伴う小学校学校給食用消耗品及び備品購入、中学校の備品購入、小磯幼稚園民営化に伴う修繕料の補正、実績や入札の執行残による児童保育委託料、民間保育所運営費補助金、民間保育所改修費補助金、大磯小学校体育館耐震診断調査委託料、学校プール整備事業の監理委託料、非常勤講師賃金の減額補正及びこれら歳出の増減に伴う歳入の増減を提案しました。また生涯学習課関係では、入札の執行残による生涯学習館の調査委託料の減額補正を提案しました。補正予算につきましては、可決をしております。2月24日には施政方針に関する総括質疑が行われました。8人の議員から質問が出され、教育委員会関係では、鈴木京子議員から「原子力発電、原発事故に対する所見を伺う」の質問があり、「保育園及び学校給食の安全」においては、来年度学校給食では、神奈川県が行う予定の食材の放射能検査を活用する。また「教育における原発の扱い」においては、中学校3年の理科で学習している。また来年度小中学校では「放射線等に関する副読本」の活用を考えていると回答しております。次の「教育分野では平成23年度対比で、学校図書費・学級費・支援費・修繕費の前進後退はないか」の質問では、学校図書に関しては国からの交付金の関係で減額、学級費は増減がない。支援費・修繕料は増額になっていると回答しております。奥津勝子議員から「中学校給食の暫定的対策は」の質問では、現在は、特別な場合に限ってのみ弁当を購入している。中学校給食の議論を深める前の現状での対応は困難であると回答しております。高橋富美子議員から「子どもの権利と責任」の質問があり、「子ども議会の他に子どもたちを参画させる方法」においては、子ども憲章の制定、学校内での生活を町に反映させたいと考えている。まちづくりに関する意見が述べられる場を提供したい。また「責任ある社会人となるための自覚をどのように育てていくのか」においては、「あいさつ」、「身だしなみ」や他の人が自分とは違う考えを持っていることを認識する「公共の心」など、学校の教育活動全体を通して育てていきたいと回答しております。次に「開かれた学校づくり」の質問があり、「各地域の子ども会活動の支援育成」においては、子ども会活動への事業補助を行

うとともに会長、役員に対する研修を行う。また「お互いの個性を尊重しあえる学校づくり」においては、道徳をはじめ人権にかかる学習や普段の学校生活での友達との関わりなどを体験することにより個性を尊重しあえる学校を目指すと回答しております。最後に「地域に根ざした文化の継承と創造」の質問では、「伝統文化継承の支援」においては、指定文化財に対する補助を行う。また左義長や国府祭などへ小中学生が積極的に参加するよう呼びかけを行うと回答しております。2月27日、28日にわたり一般質問が行われました。お手元の資料でございますように教育委員会関係では5人7件の質問が出されております。まず、1日目、1ページでございますが高橋富美子議員の「大磯中学校へのエレベーター設置について」の質問では、教育長から「学校のバリアフリーとは」については、エレベーター設置などの施設面、周りの人がサポートする人的な面が必要。大磯中学校では昇降口など全体的な段差の解消は行っている。また教室移動などには、教育支援員を配置している。エレベーターの設置については、バリアフリーの観点から全ての学校施設に設置する必要がある。学校施設の修繕計画の中で検討したいと答弁しております。また「子ども達が友達と一緒に遊び、成長できる環境とは」については、現在も障碍児の交流教室を行っている。日常的な学校生活でのかかわりによりお互いに支えあう環境づくりが大切と答弁しております。再質問として、現在大磯小学校にいる車いすを使用する児童については、入学までにエレベーターを設置できない場合においても教育支援員や移動器具の利用等により支障とならないよう配慮すると答弁しております。次に「中学校における武道の必修について」の質問では、教育長から「事故防止の手立ては」については、体育担当教員は、武道必修化の対応として県主催の研修会を受講している。各学校で指導協力者としてボランティア協力を得るなどして事故防止に万全を期する。「授業を行う環境はどうか」については、柔道・剣道とも体育館で実施する。体育担当教員とボランティア指導協力者による複数体制で行う。「学習指導員への賃金は」については、現状では、体育担当教員のサポート役としてボランティアを考えている。今後授業を進める中で、より専門的な講師の採用について判断すると答弁しております。再質問として、安全確保のため学校・教師・指導員による、よりきめ細かな打合せ、話し合いを実施する。教室の使用状況を見ながら体育館以外の他の教室を使用するなどの工夫をしまいたいと答弁しております。3ページですが、坂田よう子議員から「県立城山公園拡大による旧吉田邸再建の展望を問う」との質問があり、その中の「郷土資料館の利活用について」の質問では、教育長から現在は、蓄積された資料や情報を整理しデータの作成を行っている。城山公園拡大整備事業の進行状況や検討内容を十分に踏まえながら郷土資料館のリニューアルの検討を進めると答弁しております。4ページですが、竹内恵美子議員の「24年度からの中が校武道の必修化について」の質問では、教育長から「実施の内容」については、大磯中学校では剣道、国府中学校では柔道を実施する。「指導者体制」については、体育担当教員とボランティア指導協力者による複数体制で行う。「授業数の内容は」については、保健体育の年間の総授業時間数105時間の内10時間程度になる。「実技の内容は」については、礼法、構え、受身等であり、必修となる1・2年生では乱取りは行わない。「バスケットボールルール変更」については、トラヴェリングなど

の変更の他、制限区域の変更、スリーポイントエリアの拡大等の変更があると答弁しております。関威國議員から「放射線量の測定は」との質問があり、その中で「学校給食用食材の放射能濃度の検査はどうするのか」の質問では、教育長から現在流通している食材の放射線の検査結果は暫定基準値以下であることや地産地消を進めることで安全は確保されているが、保護者の不安の声も多く聞くことから、来年度神奈川県が行う予定の食材の放射能検査を活用すると答弁しております。5ページの鈴木京子議員から「まちづくり条例に関する住民要望のいかし方は」との質問があり、その中で「民間保育園の改修工事」について、都市計画課長から1月21日にまちづくり条例に基づく説明会が開催され、近隣住民の意見について報告書が提出された。今後この内容を踏まえ調整していくと答弁しております。「支援の必要な児童・生徒への対応は」の質問では、教育長から教育支援員を各幼稚園、小中学校に配置し個々の状況に即して支援を行っている。特別支援学級担当教員に対しても研修を行っているが、教育支援員に対しても研修会を開催している。来年度の改善点としては、教育支援員の時間数を増やし、情報交換や打合せの時間がとれるようにすると答弁しております。なお、4ページの二宮加寿子議員の「女性の視点からの防災対策を問う」の質問の中で、再質問として中学生の防災教育については、理科、家庭科、道徳、社会で防災教育を行っている。特に中学生への指導の特徴として避難所開設訓練にボランティアとして参加している。また地震が起きた場合の対応としては、震度5弱が発生した場合、神奈川県沿岸に津波警報が発令された場合は、保護者が引き取りに来るまで学校・園で保護すると答弁しております。また、「健康支援の推進を問う」の質問の中で、再質問として現在両中学校では「がん教育」は行っていない。今後研究して学校へ投げかけると答弁しております。一般質問については以上となります。3月2日から予算特別委員会がございまして、1日目が総務、2日目が建設経済、3日目が教育、4日目が福祉という4日間でしたが教育委員会は3日目に予算特別委員会が開かれまして述べ15人から質問が出されました。主な質問としては、教育委員会全体として臨時雇用職員の人数、子ども育成課関係では、生徒会費補助金、部活動補助金、幼稚園・小学校・中学校の備品購入費等の質問が出されました。子育て支援室関係は放課後こども教室、ひとり親家庭等助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、保育園臨時雇賃金等の質問が出されました。生涯学習関係では、図書館業務委託の変更についての質問が出されました。最終日には、常任委員会に付託されていた4件の議案の審議結果の報告、予算特別委員会の審議結果の報告及び議決、4件の議案、付帯決議、意見書の採決がありました。平成24年度予算(案)については、幼稚園、学校における児童・生徒用の災害時食料備蓄に関する予算化の検討、荒廃農地対策に関する予算化の検討、コミュニティバス導入に関する地区要望等を踏まえた運行方法等の検討について付帯決議が一部議員より出され可決された中で、賛成13名、反対1名で可決されました。なお、他の議案等について教育委員会関係はありませんでした。

(質疑応答)

曾根田委員) 総括質疑の中に学校給食食材の件があったかと思いますが、学校給食の

食材の調達は、地産地消の方向ですが、何処からどういう物を買うかは誰がやっているのですか。

子ども育成課主幹) 両小学校が業者と契約を結んで、栄養教諭、栄養士がやっております。

曾根田委員) 学校として校長以下、どの業者から何を買うか意思決定しているのか、栄養士が決めて校長に報告しているのかを聞きたい。

子ども育成課主幹) 各学校で校長が入って、年度の初めに契約をする会議を持ちまして各業者と契約を締結して発注先を決めております。

曾根田委員) 放射線の関係もありますので、校長以下学校の組織として判断のもと選定しているのであればいいと思います。

報告事項第3号 大磯町青少年指導員の委嘱について

生涯学習課長) 報告事項第3号、大磯町青少年指導員の委嘱について、ご報告させていただきます。裏面をご覧ください。大磯町青少年指導員名簿、設置規則の抜粋を載せてございます。青少年指導員さんにつきましては、青少年の健全育成のための事業などにご尽力いただいておりますが、平成24年3月31日で任期満了となりますので設置規則第4条により、名簿に記載してあります11名の方に委嘱したいのでご報告いたします。任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年となります。なお、今回新たにお問い合わせの方、名簿の下から3名の方々も青少年活動に理解があり、ボーイスカウト、ガールスカウト、PTA役員などの経歴をお持ちの方です。また、本日、現在の委員数の12名で報告を予定していましたが、急遽1名の内諾者から辞退がありましたので、大変申し訳ございませんが次回の定例会にて1名の方のご報告をさせていただく予定でございます。

報告事項第4号 平成24年度図書館蔵書点検のための休館について

図書館長) 平成24年度の蔵書点検のため、休館を致しますので、その内容をご報告します。休館日につきましては、4月16日月曜のための休館に引き続き、20日金曜日までを休館し、実質4日間を蔵書点検にあて、翌土曜日から開館するものです。休館の根拠法令は、裏面に記載しております、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第5条第3号、4月1日から4月末日までの間において、10日以内とされているものです。休館の理由は、平成24年度の蔵書点検を行うものですが、本館と分館で所蔵しています、図書資料のほかCDなどの視聴覚資料など、約21万3千点の点検を行います。22年度と23年度の蔵書点検につきましては、平成22年1月から窓口等業務委託を受託していました、株式会社有隣堂のスタッフを中心として、職員の指示のもと実施をしておりましたが、委託事業終了にともない、24年度は、臨時職員10名に職員も点検に加わって、実施をしてまいります。休館の周知方法としましては、広報おいそ4月号「図書館・郷土資料館だより」への掲載、館内・館外の掲示、ホ

ホームページでのお知らせを行っているほか、県内公共図書館へは、県立図書館を通じて通知をいたします。

報告事項第5号 国府小学校学校プールの施設開放に関する運用について

スポーツ健康課長) 教育委員会を始め、議会、国府小学校PTA、学校施設の利用団体等には担当課(案)を説明し意見をいただいております。検討の結果、国府小学校の平成24年度の夏季の学校プール施設の運用方法について報告させていただきます。3月12日にはスポーツの諮問機関であります、大磯町スポーツ推進審議会にも説明いたしまして了承を得ております。内容について説明いたします。変更した3つの点を中心に説明いたします。初年度でありますので、経過を踏まえまして次年度以降は柔軟に見直しも考えてまいります。2番目開放時間です。担当課では、午前9時から午後5時までを考えておりましたが、近隣の市町の開放状況、学校施設のプールの開放ということを考えまして検討した結果、昼休みという形で正午から午後1時まで1時間の休憩、学校施設ということで午後4時までといたしました。お子さんが長い時間水に浸かっているのも健康面で体を冷やしすぎて芳しくないのではないかとということで、午前9時から正午まで、1時間の休憩を入れまして午後1時から午後4時まで1日6時間の開放といたしました。3番目の入場の対象者は、担当としましては、町内在住者を予定しておりましたが、PTAのみなさんからは児童、生徒に限定してくださいという意見がありました。議会からは、町外を含めて開放したらという意見をいただきました。今回は初年度なので1年間やった結果、ご意見をいただければ必要があれば見直しを考えますが、あくまでも生沢プールが廃止になって以来、まちに待ったプールですので町といたしまして平成24年度は、町内在住のみなさんを対象として開放していきたい。2ページ目の9番、駐輪場、駐車場。こちらにつきましては、大変多くのご意見をいただきました。当初は、国府小学校にある程度、駐車スペースが有るようであったので、その施設をみなさんで柔軟に協力しあって使ってみてくださいとお話しをしたのですが、車が使えるとなるとみなさんが車で来たがってしまうのではないかと、その時に溢れた車が路上駐車したらどうするのか心配をされるご意見とか、そこまで心配があるのであれば別の場所を借りたらどうですかという意見もありました。趣旨として主体となる施設が学校プールですので、付帯となる駐車場を町で用意するのは疑問もありました。検討して投げ返す場面もありましたが、最終的には無いなら無いで決断していただければそのつもりで利用しますという意見がありました。24年度はプール開放がメインなので、駐車場については認めない方向で運用を開始します。駐輪場の心配をしている意見もありましたので現状に関しましては学校側と打合せをしまして施設開放まではこの部分を使えますということを明確にできるように準備してまいります。なお、施設を利用させていただいているスポーツ団体が町で48団体あります。体育館やグラウンドを利用している団体に3月14日に施設利用に関する説明会を開催しました。当日は28団体が出席しまして、その中でプール開放に関しまして町の方の考えを示しました。それと伴に施設利用につきま

して話もしました。プール開放につきましては、特段、質問はありませんでした。町の方から諸注意ということで、プール開放に伴って駐車場の利用の問題を気にされてますとお伝えした中で、施設の利用の拡充の話をした際に学校から貸していただいているのは、体育館、グラウンドで、駐車場に関しては町は許可を貰っていませんということをお伝えした中で、駐車場利用に関しても学校に迷惑がかかることがあったり周辺住民のみなさんに迷惑がかかることがあったら駐車場の利用が禁止になるのではなく、場合によっては施設の利用に関しても認めて貰えなく可能性についてもあるので、ここに関してもみなさんの団体が注意していただいてルールを守っていただくよう再度お話しをさせていただきました。

大橋委員) 駐輪場に関して標識とかを置く予定ですか。

スポーツ健康課長) PTA との話の中で場所を明確にしてくださいと話がありましたので、サインで示すのですが当初は町の職員が出て周知を現場でしていきたいと思っています。

その他

子ども育成課長) 次回の定例会は4月18日午前9時から役場の第1会議室で行います。よろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 4 月 18 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____